

(目的)

第1条 この告示は、本市の工事等（工事又は製造の請負並びに工事に関する調査、測量及び設計業務委託をいう。以下同じ。）の入札の透明性・競争性の向上を図るため、工事に係る発注の見通し（以下「発注見通し」という。）、予定価格並びに入札及び契約の結果を公表することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(発注見通しに関する公表)

第2条 発注見通しに関する事項を公表する対象工事は、当該年度に発注することが見込まれる工事とする。ただし、予定価格が250万円を超えないと見込まれる工事及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であって、市の行為を秘密にする必要があるものは、この限りでない。

2 公表の方法は、工事名、工事場所、工事期間、工事種別、工事概要、入札及び契約の方法並びに入札予定時期を記載した発注見通しについて（様式第1号）により入札担当課において閲覧に供するとともに、その写しを四国中央市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載することにより行うものとする。

3 公表の時期は、年度の上半期及び下半期の早い時期の年2回とする。ただし、必要に応じて、適宜、公表内容の追加、変更等を行うものとする。

4 公表の期間は、各公表時点における当該年度の発注見通しを公表した日から当該年度の末日までとする。

(予定価格の公表)

第3条 予定価格の公表の対象となる工事等は、競争入札（地方自治法（昭和22年法律第64号）第234条第1項に規定する一般競争入札及び指名競争入札をいう。）に付されるすべての工事等とする。

2 予定価格の公表は、入札執行前に行うものとする。ただし、市長が特に認める工事等については、この限りでない。

3 予定価格（前項ただし書に規定する工事等に係るものを除く。以下この条において同じ。）の公表の時期は、入札の公告を公示した日又は指名通知を発した日とする。

4 予定価格の公表の方法は、次の各号に掲げる入札方式の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 一般競争入札及び公募型指名競争入札 当該工事等に係る公告の写しを入札担当課において閲覧に供するとともに、ホームページに掲載する方法

(2) 指名競争入札 当該工事等に係る入札案内（様式第2号）を入札担当課において閲覧に供する方法

5 予定価格の公表を行う期間は、第3項に規定する日から入札を執行する日までとする。

(入札結果の公表)

第4条 入札（当該入札により落札者が決定した場合に係るものに限る。以下この条において同じ。）の結果の公表の対象となる工事等は、前条第1項に規定する工事等とする。

2 入札の結果の公表項目は、工事名又は業務名、工事場所又は業務場所、落札金額及び落

札者の名称とする。

- 3 入札の結果の公表は、当該入札に係る落札者が決定した後、ホームページに掲載することにより行うものとする。

(契約結果の公表)

第5条 契約（仮契約を行った場合にあつては、仮契約。第3項本文及び第4項において同じ。）の結果の公表の対象となる工事等は、第3条第1項に規定する工事等とする。

- 2 契約の結果の公表項目は、工事名又は業務名、工事場所又は業務場所、工事期間又は履行期間、入札日時、入札参加業者数、入札参加業者名、入札金額、落札者の名称、落札金額、予定価格、最低制限価格（四国中央市契約規則（平成16年四国中央市規則第50号）第23条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）、調査基準価格（四国中央市低入札価格調査実施要綱（平成24年四国中央市告示第136号）第3条第1項に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）及び契約金額とする。

- 3 契約の結果の公表時期は、当該契約を締結した日とする。ただし、前項に規定する公表項目のうち、仮契約を行った場合の最低制限価格及び調査基準価格については、本契約を締結した日とする。

- 4 契約の結果の公表は、当該入札を執行した日の属する年度の翌年度の末日までの間、入札執行表（様式第3号）の写しを入札担当課において閲覧に供することにより行うものとする。

(電子入札システムによる契約結果の公表)

第6条 えひめ電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行った入札における契約結果については、前条第4項の閲覧のほか、電子入札システムにおいてもその結果を公表するものとする。

(その他)

第7条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月24日告示第62号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日告示第36号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日告示第29号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の公共工事公表実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告する入札執行分については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 3月31日告示第53号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年 4月 1日から施行する。
（四国中央市公共工事公表実施要綱の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この告示の施行の際現に公表されている第 1 条の規定による改正前の四国中央市公共工事公表実施要綱様式第 3 号に規定する執行表は、第 1 条の規定による改正後の四国中央市公共工事公表実施要綱様式第 3 号に規定する執行表とみなす。

附 則（平成27年 3月 5日告示第15号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成27年 4月 1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第 1 条の規定による改正後の四国中央市公共工事公表実施要綱及び第 2 条の規定による改正後の四国中央市低入札価格調査実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3月28日告示第43号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年 4月 1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の四国中央市公共工事公表実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札分について適用し、同日前に入札の通知又は公告した入札分については、なお従前の例による。

附 則（平成28年10月 3日告示第155号）

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
（経過措置）
- 2 第 1 条の規定による改正後の四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱及び第 2 条の規定による改正後の四国中央市公共工事公表実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則（平成31年 3月29日告示第39号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成31年 4月 1日から施行する。ただし、第 1 条中四国中央市公共工事公表実施要綱第 6 条を第 7 条とし、同条の前に 1 条を加える改正規定は、告示の日から施行する。
（四国中央市公共工事公表実施要綱の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第 1 条の規定による改正後の四国中央市公共工事公表実施要綱第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項及び様式第 3 号の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、施行日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

- 3 施行日の前日までに公表された第1条の規定による改正前の四国中央市公共工事公表実施要綱様式第3号に規定する執行表は、第1条の規定による改正後の四国中央市公共工事公表実施要綱様式第3号に規定する執行表とみなす。

様式第2号（第3条関係）

入札案内

工 事 名	
入 札 方 法	
入 札 日 時	
工 事 場 所	
発 注 担 当 課	
予 定 価 格	
参加資格又は 指名理由	

工事期間

様式第3号（第5条関係）

入札執行表						No.
入札執行者 入札事務従事者						
工事名又は業務名						
入札日時			落札者			
工事場所又は業務場所						
			契約日			
予定価格			工事期間又は履行期間	着手 完成		
入札書比較価格						
最低制限価格 調査基準価格			契約保証金			
契約金額						
入札参加者名	第1回入札高	順位	第2回入札高	順位	摘要	

注 上記入札高は、入札参加者が見積もった契約希望金額の 分の100に相当する金額である。